

番号	内容	関係条項
37	市街化調整区域で住宅宿泊事業（民泊）を営むことは可能か	法第 34 条 第 43 条

市街化調整区域において住宅宿泊事業を行うことができるかについては、事業を行おうとする建築物の「属人性」により判断します。

属人性がない場合は「可能（許可不要）」ですが、属人性がある場合は原則として不可能です。